

## 消費者行政に関する首長表明

近年、インターネットやスマートフォンの急速な普及に伴い社会のデジタル化が進むことによって、多様な商品やサービスが提供され、生活は便利になり消費者を取り巻く環境も大きく変化しています。一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生し、トラブルの内容も複雑化・多様化の傾向にあります。

電話勧誘やインターネット、SNSを通じた悪質商法や特殊詐欺などの手口も巧妙化しています。さらに、成人年齢が18歳に引き下げられたことによる若年層の消費トラブルも懸念されます。

本町では、様々な消費生活トラブルに関する相談窓口として、三好市と広域的に連携し、「みよし消費生活センター」を設置し、問題解決のための助言や情報提供、あっせん等を行い、トラブルの早期解決に向けて取り組んでいます。

また、高齢化の進む中、特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者などの消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止等を目的とし、「三好市・東みよし町消費者被害防止協議会」を設置し、みよし消費生活センターや関係機関と連携を取りながら、見守りを行っています。その協力団体として、新聞販売店、金融機関、郵便事業者、運送事業者、宅配事業者、コンビニエンスストア、保険会社、消費者協会などに委嘱し、「見守り」と「気づき」のネットワークの拡大を図り、見守り体制を強化しています。

今後とも、町民の皆様が安全・安心に暮らせる地域社会を目指し、相談体制の維持・強化に努め、高齢者のみならず小中学生や若者を含む町民への啓発活動を行うことにより、一人一人の消費者被害防止のための意識の向上を図るなど、一層消費者行政の充実及び強化に取り組んでまいります。

令和5年5月1日

東みよし町長 松浦 敬治